

# 代理店研修会資料

SOMPOひまわり生命 コンプライアンス部

## 「無面接募集」が発生しています！

### <実際に発生した事例>

- ・契約者：父親      ・被保険者：息子      ・保険種類：医療保険
- ・募集人は契約者（父親）・被保険者（息子）を交えて面接する予定であったが、契約者の都合が悪くなったため、契約者の配偶者と被保険者（息子）とのみ面接し、申込書と告知書は契約者の配偶者が代筆していた。

### <結果>

- ・不祥事件：「無面接募集」
- ・募集人標準処分：注意処分
- ・代理店標準処分：募集手数料削減支払5% 1か月



契約者、被保険者に無面接のまま保険募集を行うと、以下のようなさまざまな不適正募集が発生するおそれが高くなるため、必ず双方へ面接して募集してください。  
オンライン募集であっても画面を通して、契約者・被保険者の確認は必要です。

被保険者は、小学生の未成年。  
親権者である契約者のみと面談すれば問題ないよね？

本人確認・意思確認・意向把握は？

保険料負担者（＝被保険者の祖母）である契約者の母親のみと面談すれば良いよね？

重要事項や告知サポート等の説明は？

スマホの画面が小さくて、被保険者の姿が見えないけど、契約者以外の声は聞こえたと隣にいるよね。

健康状態や生活環境等の確認は？

契約者は知り合いだし、忙しいから家族に書類を預けて電話のみで対応しようかな。

無面接で、本人の自署は大丈夫？

<すべきこと(基本行動)>	<無面接の際に想定される不祥事故>
・本人確認・意思確認・意向把握	・未承諾契約、意向把握義務違反等
・重要事項・告知サポート資料等の説明	・重要事項説明未実施、情報提供義務違反等
・健康状態・生活環境等の確認	・告知取扱不十分、危険選択に関する不正行為等
・契約者・被保険者本人の自署であることの確認(面前自署)	・代筆・代印等
・「ご契約のしおり・約款」を直接交付	・ご契約のしおり・約款等未交付、情報提供義務違反等